

(仮称) 岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（骨子案）

1 条例制定の理由

平成 25 年 5 月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」に基づき、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります。

マイナンバー制度では、平成 27 年 10 月から住民票を有するすべての方に個人番号（マイナンバー）が通知され、平成 28 年 1 月からマイナンバーが利用されることとなります。

国の行政機関や地方公共団体は、社会保障・税・災害対策分野で番号法に規定されている事務において、マイナンバーを利用することができます。また行政機関や地方公共団体との間等で、情報連携ができます。

しかし、番号法に規定されていない事務で市独自にマイナンバーを利用する場合（独自利用）や、同一機関内*1 で特定個人情報*2 の授受を行う場合（庁内連携）及び同一地方公共団体の他機関との間*3 で特定個人情報の提供を行う場合は、その旨を条例に規定する必要があります。

そのため、本市においてもマイナンバーの利用により、よりよい行政サービスの提供に必要な措置を講ずるため、本条例を制定しようとするものです。

*1 例えば市長部局内の市民税課と国民健康保険課等

*2 マイナンバーを含む個人情報

*3 例えば市長部局と教育委員会等

2 条例案の概要

(1) 趣旨

番号法第 9 条第 2 項の規定による個人番号の利用、番号法第 19 条第 9 号による特定個人情報の提供に関して、必要な事項を規定します。

(2) 定義

本条例（案）に出てくる用語（個人情報、個人番号、特定個人情報）について定義します。

(3) 個人番号の利用範囲

番号法第9条第1項に規定する利用範囲に加えて、番号法第9条第2項に基づき岸和田市での独自利用事務及び庁内連携について規定します。

①独自利用事務について

独自利用予定事務

- ・「岸和田市老人医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務」
- ・「岸和田市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務」
- ・「岸和田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務」
- ・「岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の一部を助成する事務」

独自に利用する予定の特定個人情報

- ・ 地方税関係情報

②庁内連携について

番号法では国の行政機関や地方公共団体との間での特定個人情報の授受については規定されていますが、市の同一機関内での特定個人情報の授受については条例で規定する必要があります。

(4) 特定個人情報の提供

本市の機関間での特定個人情報の提供について規定します。

市長から教育委員会に提供する予定の特定個人情報

- ・ 地方税関係情報
- ・ 生活保護関係情報

(5) 規則への委任

条例の施行に関し、利用事務及び利用される特定個人情報の詳細については規則で規定します。